

第1章

再犯防止の 基礎知識

事件を起こした場合、どのような流れで処分が決まり、
また、社会復帰に至るのでしょうか。
再犯防止について考えるにあたり、
その流れや関係機関・団体の役割等について見ていきます。

- 01 事件を起こしてから社会復帰までの流れ
- 02 社会復帰に向けた処遇と社会復帰を支える関係機関・団体

事件を起こしてから 社会復帰までの流れ

再犯防止を考えるにあたり、まずは、事件を起こしてから社会復帰に至るまでの流れを見ていきましょう。

1 成人の場合

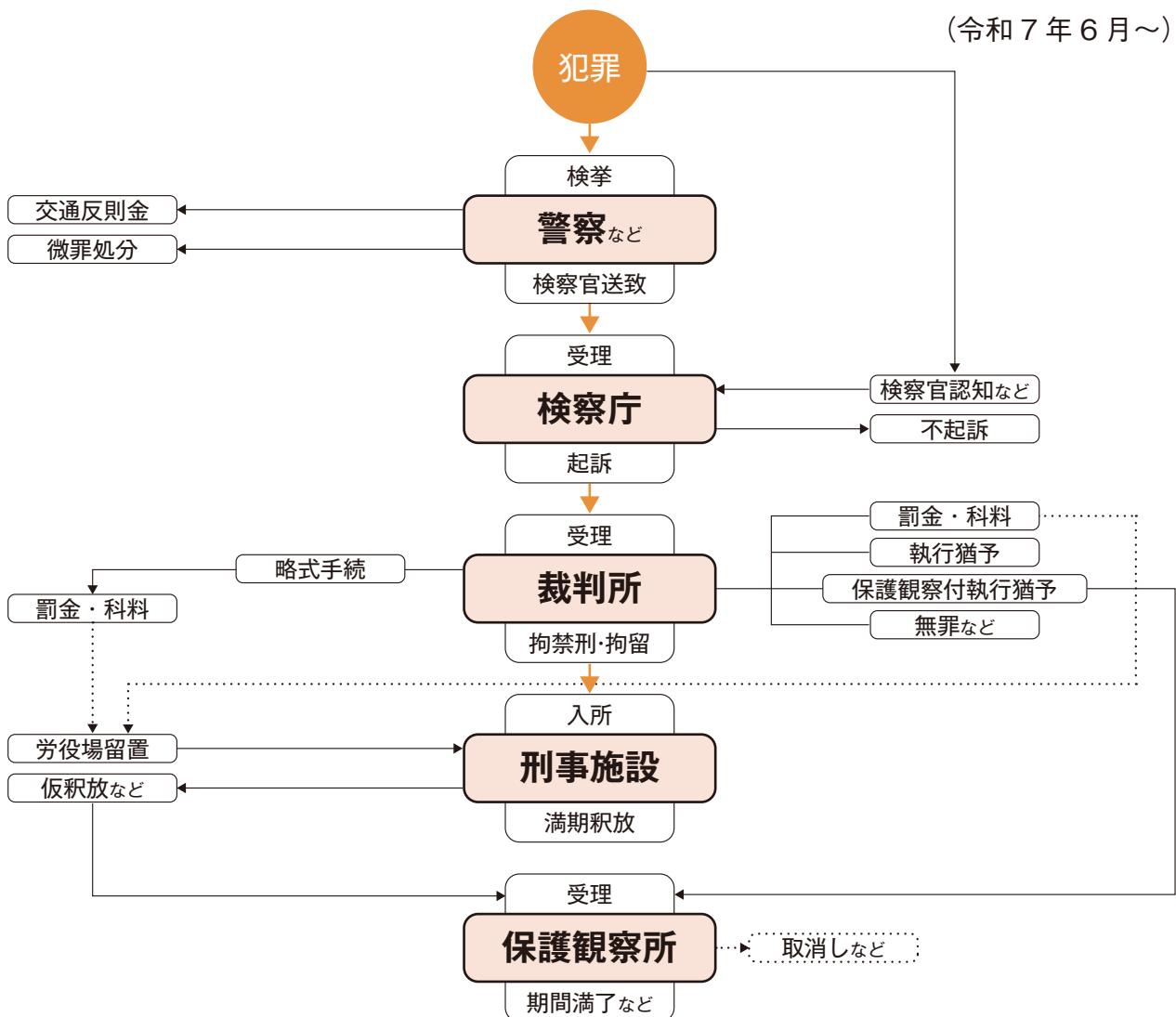
事件（犯罪）が発生すると、多くの場合、警察などの捜査機関が、第一次的に捜査を行い、被疑者（犯罪をした疑いがあり、捜査の対象とされている人）を逮捕したり、証拠を収集したりした後、検察官に事件を送ります（送致・送付）。

検察庁で受理した事件について、検察官は、自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の

取調べを行ったり、警察等に補充捜査を指示したりして、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、最終的に、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。

検察庁では、不起訴処分や罰金、執行猶予付判決により社会内での生活が継続することが見込まれる被疑者・被告人（検察官から起訴されて訴訟が係属中の人）のうち、家がな

図表5 成人による刑事事件の流れ



い、身寄りがない、障害等を抱えているなど、再犯防止のために生活環境の調整が必要な人たちに対して円滑な社会復帰をするために適切な支援策を検討します。そして、居住先の確保や福祉的サービス等を受けることができるよう、関係機関と連携の上、福祉関係機関等に対し、適切な受入れ施設等のコーディネートなどを委ねる取組を行っています。

一般的に、起訴された後は裁判が行われ、刑の全部執行猶予が付かない拘禁刑又は拘留の判決を受けた人は、刑事施設に収容されて刑を受けます。保護観察付執行猶予の判決が確定した人（全部執行猶予者）や、刑事施設からの仮釈放を許された人は、保護観察を受けながら社会へ復帰することになります。

用語 検察庁

検察庁は、検察官の行う事務を統括するところで、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁があり、必要に応じて高等検察庁及び地方検察庁に支部が置かれています。検察庁では検察官、検察事務官等が執務しています。

検察官は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法等各種の法律により数多くの権限が与えられています。

注 検察庁においては、対象者が居住先を確保したり福祉的サービスを受けられるようにするための支援のほか、加害者と被害者の間に夫婦（内縁を含みます）、親子などの関係があるため、刑事事件の処理が終わった後も両者のつながりが切れないDV、高齢者虐待、児童虐待等の事案について、夫婦、親子の世帯分離や子の見守りのため、当事者が居住する地域の福祉関係機関を始め、児童相談所、学校、警察等の多機関の間で情報を共有するなどの再犯・再被害防止のための総合的な支援を実施しています。

用語 刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所を「刑事施設」と総称します。刑務所・少年刑務所は、主として、刑の執行を行う施設で、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇等を行います。なお、拘置所には、主として、勾留中の被疑者や被告人を収容しています。

刑事施設は、全国に74施設と99の支所があり、都内には4施設（刑務所2施設、拘置所2施設）あります。これらの刑事施設は法務省が所管していて、法務省矯正局と全国8か所に設置されている矯正管区が指導監督に当たっています。

少年刑務所についてはP.15、刑事施設での処遇についてはP.16を参照してください。

用語 保護観察所

保護観察所は、地方裁判所の所在地（基本的には県庁所在地）に置かれ、更生保護の第一線の機関として、保護観察（P.18参照）、生活環境の調整（注1）、更生緊急保護（注2）、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策等の事務を行います。

保護観察所には、心理学、教育学、社会学及び医学等の更生保護に関する専門的知識を有する保護観察官が配置され、民間ボランティアである保護司と協働して保護観察や生活環境の調整等を実施しています。

成人については、刑務所等から仮釈放を許された場合、実刑部分の執行を終了して釈放された一部執行猶予の場合と裁判所で保護観察付執行猶予（全部執行猶予）の判決を受けてその刑が確定した場合に、保護観察を行います。

なお、保護観察官や保護司については、P.18も参照してください。

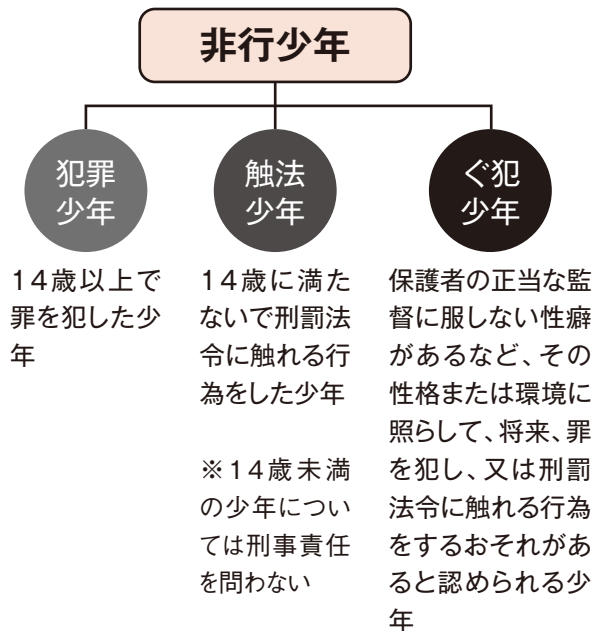
注1（生活環境の調整）：刑務所や少年院等に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることです。なお、帰住先がなく、高齢や障害により特に自立が困難な人については、保護観察所が地域生活定着支援センター（P.21参照）や矯正施設等と連携して、出所後すみやかに福祉サービス等を受けられるようにする「特別調整」を実施しています。

注2（更生緊急保護）：刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で、援助や保護が必要な場合に、本人の申出に基づいて、宿泊場所や食事等の提供等を緊急的に措置することです。

2 少年の場合

被疑者が少年である場合にも、基本的に一般の刑事事件と同様の手続によることとなりますが、少年法第3章及び第5章に特別の措置が定められています。少年は可塑性に富み、教育可能性が高いので、非行のあった少年に対しては保護優先主義の考えがとられており、捜査手続の面においても、この観点から成人の刑事事件とは異なった取扱いがなされています。

図表6 非行少年について



成年年齢は20歳から18歳に引き下げられましたが、罪を犯した少年については、18歳19歳も「特定少年」として、引き続き少年法が適用されています。

非行少年とは、家庭裁判所の審判に付すべき少年、すなわち、犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいいます（図表6）。

警察は、非行少年を発見した場合、取調べや質問等により、どのような非行があったのかを明らかにします。

14歳未満の少年は罰せられることはありませんが、少年の行為や環境等に応じて児童相談所等に送致・通告します（図表8の①）。18歳未満の犯罪少年で、法定刑が罰金以下の罪を犯した場合は家庭裁判所に（図表8の②）、法定刑が拘禁刑等の比較的重い罪を犯した場合は検察庁に事件を送ります（図表8の③）。18歳以上の犯罪少年の場合は、法定刑に関係なく、検察庁に事件を送ります（図表8の③）。（図表7）

検察官は、捜査の結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、家庭裁判所に送致しなければなりません（図表8の④）。

家庭裁判所は、18歳未満の犯罪少年のう

図表7 警察による手続の概要

少年の種類	年齢	警察の手続1	法定刑等	警察の手続2
犯罪少年	14歳以上 18歳未満	検挙	罰金以下	家庭裁判所送致
	18歳以上		拘禁刑等 —	検察官送致
触法少年	14歳未満	補導	故意の犯罪により被害者を死亡させた事件等	児童相談所長送致
ぐ犯少年			—	福祉事務所又は児童相談所に通告
ぐ犯少年	14歳以上 18歳未満	補導	—	福祉事務所又は児童相談所に通告、若しくは家庭裁判所送致

※令和4年4月1日から施行された改正少年法では、特定少年（18歳及び19歳の者）はぐ犯の対象から除外され、法定刑が罰金以下の場合も事件を検察庁に送致することができることとなりました。

ち、死刑又は拘禁刑に当たる罪の事件を犯した少年について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、検察官送致決定をします（**図表8**の⑤）。他方、18歳以上の犯罪少年については、前記のような刑の制限はなく、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、検察官送致決定をします（**図表8**の⑥）。

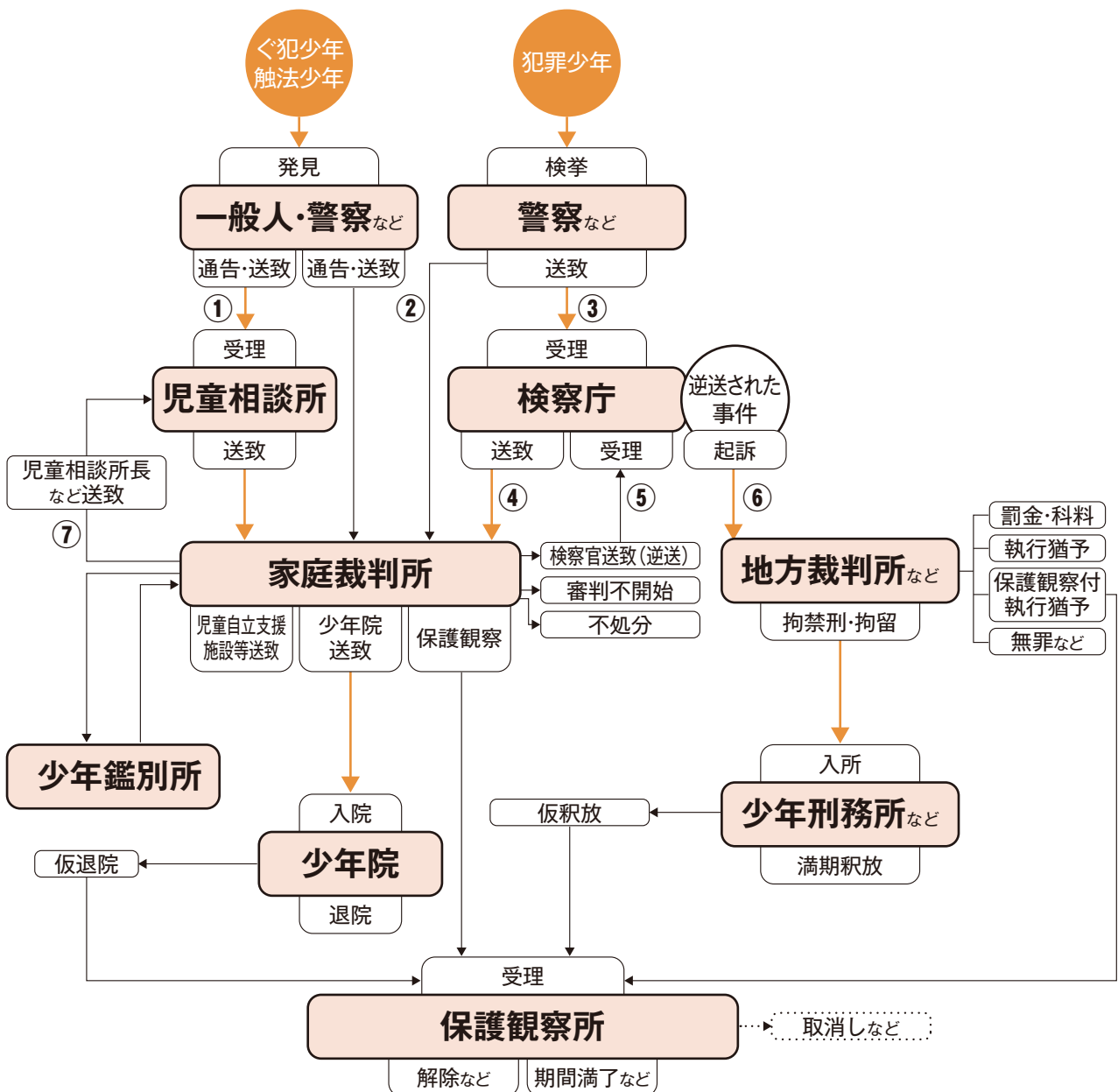
また、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件で、その罪を犯したとき16歳以上の少年については、原則として検察官送致決定をしなければなりません。他方、18歳以上の少年については、前記のほか、死刑ま

たは無期又は短期（法定刑の下限）1年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したときは、原則として検察官送致決定をしなければなりません。

家庭裁判所から事件送致を受けた検察官は、一定の例外を除き、起訴しなければならないとされています（**図表8**の⑥）。起訴後は、成人と同様の流れになります。

その他の犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年に対する家庭裁判所の決定には、都道府県知事又は児童相談所長送致（18歳未満に限る。）（**図表8**の⑦）、保護処分（保護観察、児童自立支援施設等送致（18歳未満に限る。）、少年院送致）などがあります。（**図表8**）

図表8 少年非行に関する手続の流れ



用語 少年とは？

刑事司法手続において、少年とは、「20歳に満たない者」を意味します。刑事司法手続における少年の年齢については、成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化も踏まえ、国の審議会で議論されてきました。令和2年10月には、18歳及び19歳の者について18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる扱いをすべきとの答申が出され、これを踏まえた改正少年法が、令和3年5月に国会で成立し、令和4年4月1日から施行されました。改正法では、「20歳に満たない者」を少年とする現行の少年法の考え方を維持しつつ、18歳及び19歳の者を「特定少年」とし、少年法の適用対象としながらも(1)ぐ犯(図表6、7)による保護処分の対象から除外され、(2)原則として逆送(図表8の⑤)しなければならない事件の範囲が拡大されるなど、特例的な取扱いをすることとしています。

用語 家庭裁判所

家庭裁判所では、主に、①離婚や相続など、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するための手続に関する事件(家事事件)と②非行少年の再非行防止のために最も適した措置を決めるための手続に関する事件(少年事件)を取り扱います。

少年事件については、家庭裁判所に事件が送致されると、裁判官による審理が行われます。審理の結果、非行事実が認められる場合には、家庭裁判所調査官による調査で得た情報を参考として審判が行われ、処分が決定されます。少年事件における審判の目的は、少年を罰することではなく、その非行性を取り除き、将来の犯罪を防ぐことにありますので、法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。家庭裁判所調査官は、このような観点から、事件送致された少年や、その保護者等に対する調査を行い、少年が非行に至った動機、生育歴、生活環境等について細やかに調べます。

用語 少年鑑別所

少年鑑別所は、①家庭裁判所等からの求めに応じて鑑別対象者の鑑別(注3)を行うほか、②少年鑑別所に送致するとの観護措置(注4)の決定により収容されている少年等に対して観護処遇(注5)を行う施設です。また、③「法務少年支援センター」として、非行及び犯罪防止の専門的な知識や経験を活用し、地域の人が抱える悩みについて、本人や家族、関係機関からの相談に応じることで、地域社会の非行や犯罪の防止を援助する機能も有しています。

少年鑑別所には、心理の専門家である心理技官や教育の専門家である法務教官が勤務しています。全国52か所(分所を含む)にあり、東京都には、東京少年鑑別所(東京法務少年支援センター「ねりま青少年心理相談室」)と東京西少年鑑別所(東京西法務少年支援センター「もくせいの杜心理相談室」)があります。

注3(鑑別)：医学、心理学、教育学、社会学などの専門的な知識や技術に基づき、本人の非行等に影響を及ぼした資質・環境上の事情等を明らかにし、その改善に向けた適切な指針を示すことを目的として行われます。

注4(観護措置)：家庭裁判所に送致された少年の審判を円滑に進めたり、少年の処分を適切に決めるための検査を行ったりすることなどが必要な場合に、少年を家庭裁判所調査官の観護に付すこと、又は、少年鑑別所に送致し、一定期間(原則2週間ですが、更新によりおおむね4週間以内。最長は8週間)収容することをいいます。

注5(観護処遇)：少年鑑別所が、収容されている人に対して行う働きかけで、鑑別を除くものを指します。

用語 少年院

少年院は、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する施設です。少年院では、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。

少年院は、概ね12歳から20歳までの少年を収容しています(家庭裁判所の決定などにより、収容を継続することができます)。また、16歳未満の受刑者を収容することもあります。少年院には、犯罪的傾向の進捗や心身の著しい障害の有無などにより、第1種から第4種までの種類があります。

なお、令和4年4月1日の改正少年法施行により、第5種少年院が新設されました。第5種少年院には、保護観察に付された特定少年のうち、重大な遵守事項違反により、家庭裁判所から少年院収容決定を受けた者を対象として収容することとなります。

少年院での矯正教育については、P.16を参照してください。

用語 少年刑務所

少年刑務所は、主として26歳未満の受刑者を収容する刑務所のことをいい、全国に7つの施設があります。

用語 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為を行った、あるいはそのおそれがある児童、家庭環境等の理由により生活指導が必要な児童を入所させ、又は保護者のもとから通わせて必要な指導を行い、自立を支援することを目的とする施設です。子供の日常の生活を支えるとともに、学校に代わって学科指導、職業指導などが行われています。

用語 保護観察所

保護観察所の概要はP.11で説明したとおりです。

少年については、家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合と、少年院からの仮退院が許された場合に保護観察を行います。

なお、保護観察官や保護司については、P.18も参照してください。

社会復帰に向けた処遇と社会復帰を支える関係機関・団体

犯罪をした人などが、社会復帰するまでにどのような処遇を受けるのか、「施設内処遇（刑務所や少年院等での指導・教育）」と「社会内処遇（地域社会での保護観察官等による指導・支援）」とに分けて見ていきます。

1 施設内処遇

・ 刑事施設における処遇

裁判で実刑判決を受けた人は、刑事施設で刑が執行されます。入所から出所までには、受刑者一人ひとりの特性や生活環境が調査され、それに応じて、改善更生に向けた処遇要領が策定され、24の矯正処遇課程ごとに集団編成した上で、矯正処遇として、作業及び各種指導（改善指導・教科指導）を行い、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ります（図表9）。

なお、令和7年6月1日から懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されました。懲役では、一律に作業を行わせることとされていたところ、拘禁刑においては、従前以上に個々の受刑者の特性に応じて、作業、改善指導及び教科指導をより柔軟に組み合わせる処遇を行うことが、可能となりました。

改善指導には、改善更生や円滑な社会復帰に支障を来す個別の事情を改善するために行う「特別改善指導」と、その他の「一般改善指導」があります。

また、円滑な社会復帰と再犯防止には、「居場所（住居）」と「出番（就労）」の確保が重要であり、社会復帰支援として就労支援や居住支援及び福祉的支援を行うために、自治体を始めとする出所後の支援者との連絡調整なども行われます。

・ 少年院における処遇

家庭裁判所の決定により保護処分（少年院送致）となった少年は、少年院に収容されて、矯正教育、社会復帰支援等を受けます（図表10）。

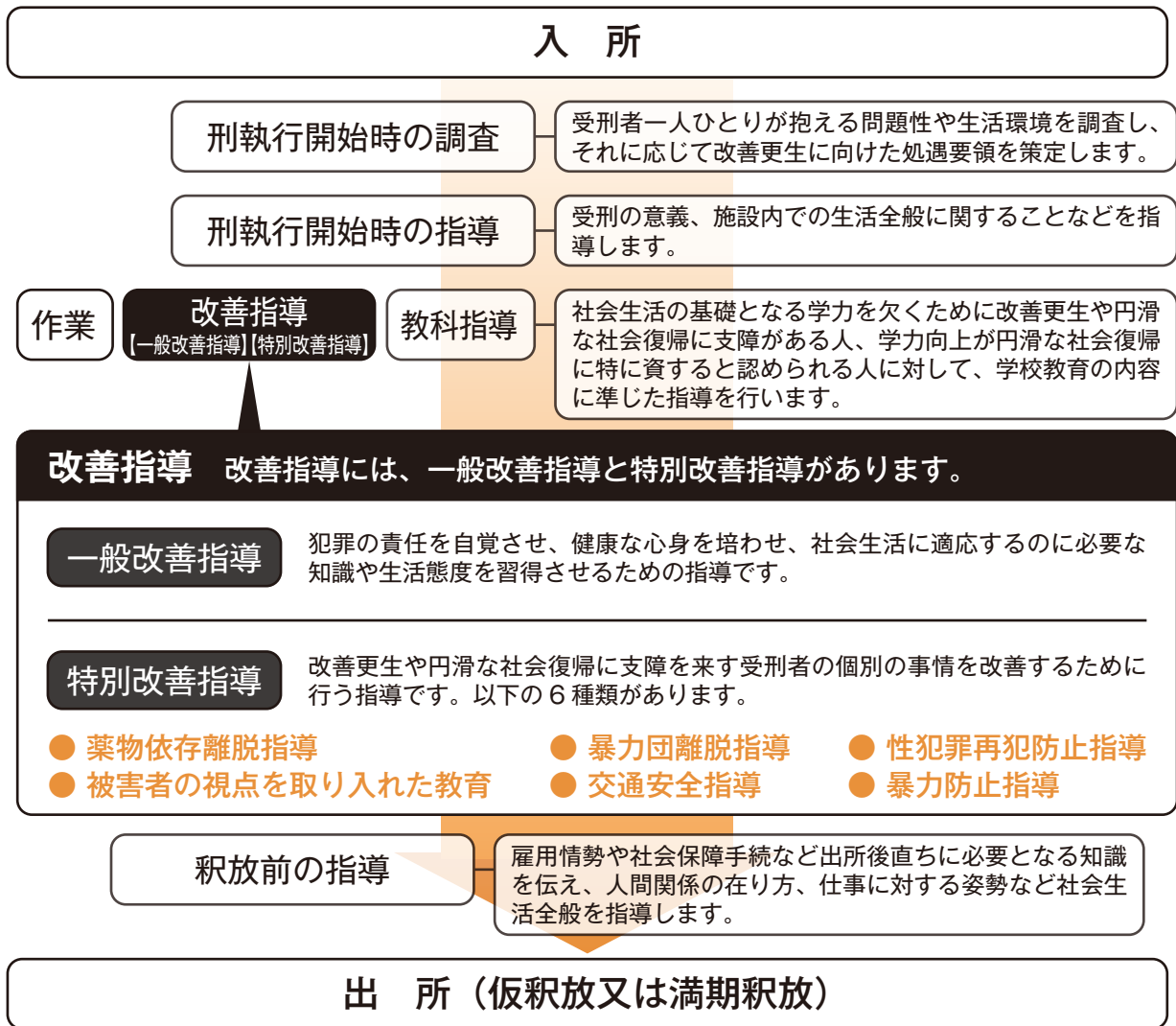
少年院では、設置された矯正教育課程（注6）ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法等を定める少年院矯正教育課程を編成しています。その上で、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所や少年鑑別所の情報及び意見等を参考にして個人別矯正教育計画（注7）を作成し、きめ細かい教育を実施しています。

注6（矯正教育課程）：在院者の共通する特性ごとに重点的に実施する矯正教育の内容や期間を定めた標準的なコースで、義務教育課程、社会適応課程、支援教育課程、医療措置課程、受刑在院者課程があり、少年院ごとに指定されています。

注7（個人別矯正教育計画）：在院者一人ひとりの特性に応じた矯正教育の目標、内容、期間、実施方法等を具体的に定めたものです。

図表9

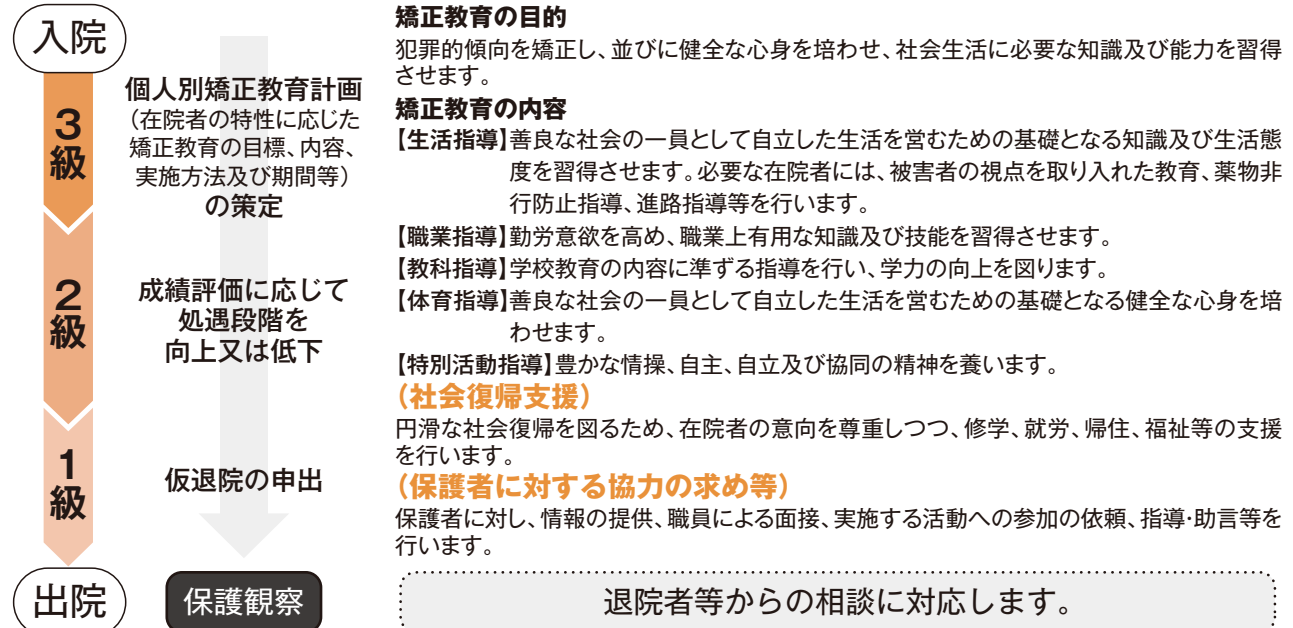
刑事施設入所から出所までの矯正処遇等の流れ



図表10

少年院における処遇の概要

(処遇段階)



2 社会内処遇

刑務所や少年院等で行われる「施設内処遇」に対して、犯罪をした人などが地域社会の中で立ち直るための保護観察官及び保護司による指導監督・補導援護を行う仕組みとして「保護観察」があり、「社会内処遇」と呼ばれます。

犯罪をした人の更生には、本人の強い意志や行政機関の働きかけだけではなく、地域社会の理解と協力が不可欠であり、保護司、更生保護施設をはじめとする更生保護の民間団体のほか、関係機関・団体との幅広い連携によって社会内処遇は行われています。

・保護観察とは

保護観察とは、犯罪をした人などが、地域社会の中で更生するように保護観察官及び保護司による指導監督と補導援護を行うものです。保護観察の対象者は、**図表11**のとおりで、全国で年間約4万9,000人（東京都は年間約5,000人）が保護観察を受けています（令

和5年取扱事件数）。

保護観察は、全国50か所（各都府県1か所・北海道は4か所）の保護観察所に配置される保護観察官（全国に約900名、東京都に約140名）と地域で活動する保護司（全国に約4万7,000名、東京都に約3,300名）とが協働して行っています。保護司は、犯罪をした人などの立ち直りを地域で支える民間のボランティアです（法務大臣から委嘱されており、身分上は非常勤の国家公務員です。）。保護観察官の持つ専門的知識と保護司の持つ地域性・民間性（地域の事情や慣習に対する深い理解と民間人としての柔軟性）を組み合わせ、保護観察の実効性を高めています。

なお、保護観察官と保護司以外にも社会内処遇を支える民間協力者がいますが、それら協力者についてはP.21、22で紹介しています。

図表11 保護観察の対象者

保護観察対象者		保護観察の期間
保護観察処分少年	（家庭裁判所で保護観察に付された少年）	20歳まで、又は2年間（注1）
少年院仮退院者	（少年院からの仮退院を許された少年）	原則として20歳に達するまで（注2）
仮釈放者	（刑事施設からの仮釈放を許された人）	残刑期間
保護観察付執行猶予者	（裁判所で刑の全部または一部の執行を猶予され保護観察に付された人）	執行猶予の期間

保護観察処分少年の保護観察には処遇方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察があります。

注1 特定少年は2年又は6月（更生指導）の保護観察となります。

注2 特定少年は言い渡された期間の終了までの保護観察となります。

・保護観察ではどのようなことをしているのか

保護観察では、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、保護観察官及び保護司が、面接等の方法による指導（指導監督）

と、対象者が自立した生活を送るために必要な援助・助言等の支援（補導援護）を行います（**図表12**）。

図表12 保護観察の指導と支援

指導（指導監督）の例

行状の把握

面接等で保護観察対象者と接触し、生活状況等を把握します。

指示・措置

遵守事項（注8）を守って生活するよう必要な指示・措置をします。

専門的処遇

特定の犯罪傾向（性犯罪・薬物依存・暴力傾向・飲酒運転）を改善するための専門的処遇をします。

しよく罪指導

再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実な対応を促します。

注8(遵守事項):保護観察対象者が、保護観察中必ず守らなければならない約束事のことです。

保護観察対象者全員に共通して付けられる「一般遵守事項」と、対象者個々の問題性等に応じて付けられる「特別遵守事項」とがあります。

支援（補導援護）の例

住居・宿泊場所

- ・同居可能な家族・親族のもとに帰住できるよう助言や援助を行います。
- ・身寄りがない者について更生保護施設等への入所を調整します。

医療・療養

- ・病状に応じて適切な医療機関に関する情報を提供します。
- ・通院や服薬を継続するよう助言します。

職業補導^(注9)・就職援助

- ・就労に関する情報を提供します。
- ・ハローワークの利用を促します。

教養訓練の援助

- ・ボランティア活動への参加を促します。
- ・健全な余暇の過ごし方を助言します。

生活環境の改善・調整

- ・通学を継続できるように、学校へ協力を依頼します。
- ・家族関係の調整をします。

生活指導

- ・アルコールや薬物依存からの回復を支援する団体の情報を提供します。
- ・SST（社会生活技能訓練）を実施します。

注9(職業補導):特別の知識、技能を要する職業に就こうとする人に対して、その職業に就くために必要な知識、技能を授けることです。

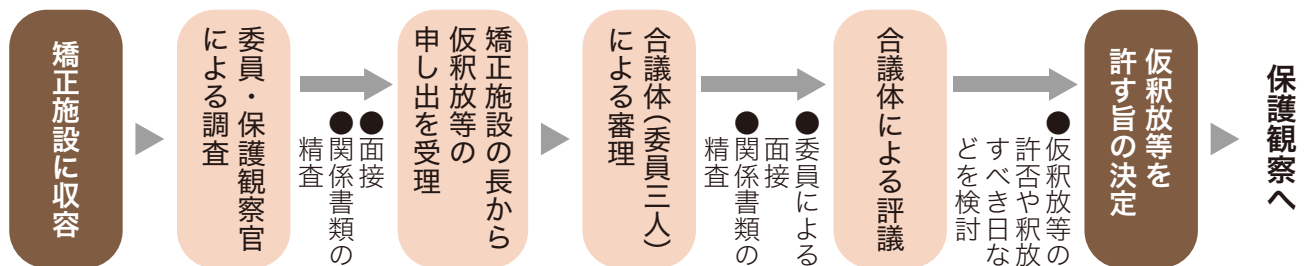
3 施設内処遇から社会内処遇への移行

犯罪をした人などが、施設内処遇を経て円滑に社会復帰を図るために、以下の制度があります。

仮釈放・少年院からの仮退院 等

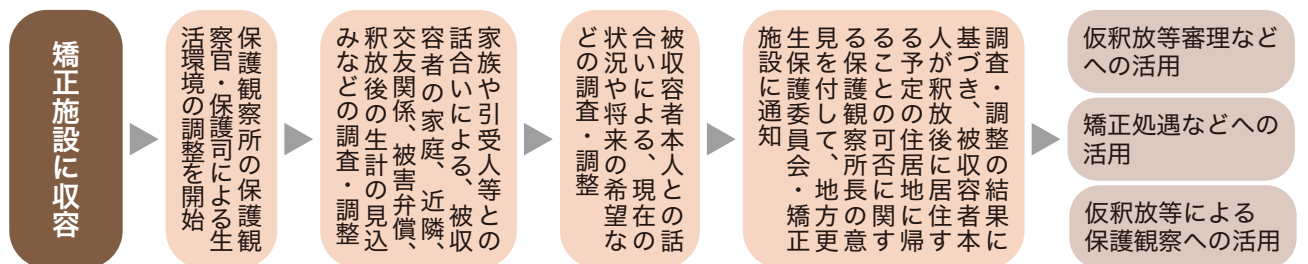
矯正施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度として、刑事施設等からの仮釈放、少年院からの仮退院等があります。なお、仮釈放などの期間中は保護観察に付されます。

地方更生保護委員会における仮釈放等の手続（典型的な例）



生活環境の調整

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。



特別調整

高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等の円滑な社会復帰のため、保護観察所では、「特別調整」を行っています。これは、厚生労働省の事業として各都道府県が設置する「地域生活定着支援センター」や矯正施設等と連携して、矯正施設出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるように、必要な調整を行うものです。また、矯正施設出所後、直ちに福祉サービス等を受けることが困難な者に対しては、国が指定した更生保護施設において、福祉サービス等の調整や、社会生活に適應するための指導が行われています。

4 社会復帰を支える関係機関・団体

犯罪をした人などの地域社会での立ち直りに重要な役割を果たすのが、地域に密着した民間ボランティアや、地方公共団体が運営する支援機関です。そのいくつかを紹介します。

・更生保護女性会

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とする女性によるボランティア団体です。全国で約11万4千人（東京都は約8,300人）おり、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会や親子ふれあい行事などに取り組んでいます。

・BBS会

BBS会（Big Brothers and Sisters Movementの略）は、さまざまな問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決し、健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体で、全国で約4,650人（東京都は約430人）の会員が参加しています。

近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子供とのふれあい活動等も実施しています。

・協力雇用主

協力雇用主は、犯罪をした人などの自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人などを雇用する民間の事業主です。現在、全国で約2万5,000（東京都は約1,200）の企業が協力雇用主として登録していますが、うち実際に出所者などを雇用している事業主は、約900（東京都は約80）にとどまっています。

刑務所出所者等の円滑な社会復帰・職場定

着のためには、事業主との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の登録が求められています。

・更生保護施設

更生保護施設は、刑務所や少年院等から釈放された人や保護観察中の人で、帰る家がない、現在の住居では更生が妨げられる等の事情から自立更生が困難な人に対し、一時的に、宿泊場所や食事を提供等する民間の施設で、法務大臣の認可を受けて、運営されています。

保護している期間、宿泊場所や食事の提供のほか、生活指導、職業補導などを行い、自立を援助することで、再犯・再非行の防止を図っています。

・自立準備ホーム

更生保護施設と同様の機能・役割を持っており、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人などが、法人で管理する施設の一部を宿泊場所として活用し、それぞれの特長を生かして自立を促します。

施設の形態はさまざまで、集団生活をするところもあれば、一般のアパートに居住する場合もあります。いずれの場合も、ホームの職員が毎日生活指導などを行います。

・地域生活定着支援センター

高齢または障害により自立が困難な矯正施設入所中の人に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活への定着を図るため、平成21年度から国により「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」が開始されました。

この事業では、東京都を含む各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設や保護観察所、福祉関係者と連携して、以下の業務を行うことにより、支援対象者の社会復帰

と再犯防止に寄与しています。

また、令和3年度から勾留中の被疑者及び被告人に対して釈放後の生活を安定させるため、同様の支援を行っています。

1) コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者に対して、本人の福祉サービスのニーズ等を確認し、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスの申請支援等を行います。

2) フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、福祉施設等を利用している人に関して、受入れ先施設等に対して必要な助言等を行います。

3) 被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑事司法手続段階にある被疑者・被告人等に対して、本人の福祉サービスのニーズ等を確認し、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスの申請支援等を行います。

4) 相談支援業務

矯正施設を退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人またはその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

保護司、更生保護女性会員、BBS会員となってもっと更生保護に関わりたい方、協力雇用主となって刑務所出所者等の雇用を通じ社会貢献をしたい事業主の方は、東京保護観察所にご連絡ください。

東京保護観察所

保護司： **03-3597-0120**

更生保護女性会、BBS会： **03-3597-0123**

協力雇用主： **03-3597-0137**